

老老発第0330001号

平成17年3月30日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

標記通知においては、夜間ケア加算についての経過措置を設けているところであるが、これまでの指定痴呆対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム。以下「グループホーム」という。）の事業所数の推移等を勘案し、外部評価の円滑な実施を図る観点から、別紙のとおりこれらの経過措置について延長等の措置を講ずることとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、グループホーム等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、本通知については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第40号）

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>4 痴呆対応型共同生活介護費</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 夜間ケアに係る加算について</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 当該事業所の運営に当たっては、<u>おいて、その提供す1年以内の経過期間に1回受ければ足りるものであり、平成18年9月末までは過去1年以内に受けていることを要しない。</u>また、平成16年10月1日から平成17年3月末までの間に開設された事業所においては、<u>開設の日から起算して1年以内に1回受ければ足りるものである。</u></p> <p>なお、新規に指定を受けて事業を開始する事業所（を自る設る）が、夜間ケアの加算を算定するに当たっては、<u>新規に指定を受けて事業を開始する事業所（を自る設る）が、夜間ケアの加算を算定するに当たっては、</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>4 痴呆対応型共同生活介護費</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 夜間ケアに係る加算について</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 当該事業所の運営に当たっては、<u>おいて、その提供す1年以内の経過期間に1回受ければ足りるものであり、平成18年9月末までは過去1年以内に受けていることを要しない。</u></p> <p>なお、新規に指定を受けて事業を開始する事業所（を自る設る）が、夜間ケアの加算を算定するに当たっては、<u>新規に指定を受けて事業を開始する事業所（を自る設る）が、夜間ケアの加算を算定するに当たっては、</u></p> <p>(3) (略)</p>